印刷物仕様書

印刷物名	少年の非行	数量 (枚 組) ■部 □枚 2,700 □組 □冊 □セット
印刷区分	■オフセット □フォーム □ダイレクト □]賞状 □地図 □その他()
	■ A 4 □ B 判 (□仕上がり) □ インタ	f× インチ ロ mm × mm
用紙規格	【表 紙】 kg (紙の厚さ) □上質紙 □コート紙 □アート紙 □レザッ□その他() □片面刷/□両面刷(色)	ク □色上質紙(厚口・特厚口)
印刷面印刷色	□片面刷(□モノクロ(頁)□2色(頁)	(枚目)□裏カーボン(枚目)
	【仕切紙】 枚 □上質紙 □色上質紙(薄口・中厚口) □その □片面刷/□両面刷(色)	の他()
製本	□無線(あじろ)とじ ■針金とじ(■中とじ□上製本 □見返し □背文字 □バラ(□ミシン(本)□セット仕上(枚帯□折り(□二つ折 □三つ折 □巻三つ折 □	枚帯掛) □穴(カ所) 持掛) □天のり(組・枚 冊) 巻四つ折 □経本折 □観音折)
	■適合 □不適合 □対象外	
グリーン 購 入	【判断基準】 (1)総合評価値 80 以上の印刷用紙を使用すること。(冊子(2)印刷物の用途・目的に支障のない範囲で、可能な限り(3)報告書、ポスター、チラシ、パンフレット等の印刷物(4)オフセット印刷については、インキの種類ごとに規定芳香族成分が 1%未満の溶剤のみを用いたインキが使) Aランクの資材を使用すること。 物には、リサイクル適性を表示すること。 Eされた率以上植物由来の油を含有し、かつ
写 真	■カラー 9~11点 □モノクロ 点 【内訳】■支給[著作権:■無(9~11点)□ ²	有(点)]□撮影又はレンタル 点
イラスト	■カラー 4~6点 □モノクロ 点 【内訳】■支給 [著作権:■無(3~5点)■ ²	有(1点)]□書起し又はレンタル点
支給原稿	【表 紙】 ■普通紙 □電子データ(使用ソ 【本 文】 ■普通紙 □電子データ(使用ソ 【イラスト】■普通紙 □電子データ(使用ソ 【写 真】 □ネガ ■プリント □電子デー	フト:
原稿引渡	■受注業者決定時 □令和 年 月	日(予定)
校 正 責 任 者	所属名 少年女性安全対策課 担当者 今野 内線(3084)外線(024-522-2151)	校正 回数 3 回
納入期限	令和7年3月28日(金) データ納品 [□要(形式:)■不要
納入場所	福島県警察本部少年女性安全対策課 【その	○他納品先】□有(ヵ所) ■無
特記事項		

- (注) 1 必要な仕様は、別紙に具体的に書き入れること。 2 受注業者は、作業前に校正責任者と打合せを行うこと。 3 リサイクル適性の表示が必要な印刷物(上記グリーン購入【判断基準】(3)を参照)については、受注業者は速やかに資材確認票を出納局入札用度課に提出すること。

令和5年中の

少每回題行



令和5年地域安全運動ポスターコンクール 高校生・一般の部 最優秀 佐藤 結萌さんの作品



福島県警察



県内の非行少年・不良行為少年



方	部	警	察	署	非行少年	不良行為少年
		福		島	16	133
		福	島	北	15	92
県	北	伊		達	4	30
		_	本	松	11	14
]	(+	46	269
in.		郡		Ш	51	159
		郡	Ш	北	17	65
		須	賀	Ш	12	49
県	南	$\dot{\Box}$		河	7	56
乐	門	石		Ш		19
		棚		倉		11
		\oplus		村	5	17
		1]	(]	+	92	376

				単位:人
方	部	警察署	非行少年	不良行為少年
		会津若松	38	209
		猪苗代		2
^	: =	喜 多 方	11	54
会	津	会津坂下	4	7
		南会津		1
		小計	53	273
N-W-	We.	いわき中央	17	112
1>+	+	いわき東	28	175
いた	, 2	いわき南	7	62
		小計	52	349
1		南相馬	6	47
+0	חוד	双葉	2	3
相	双	相 馬	4	51
		小青	12	101
	合	計	255	1,368

※ 非行少年とは、犯罪少年、触法少年、ぐ犯少年をいいます。

本資料中の図表による構成比については、四捨五人の関係で各項の割合の和が100にならない場合 があります。

況

特別

法

概況

1 犯罪少年

単位:人

年別	令和!	令和5年		令和4年		減	増減率(%)		
区分		女子		女子		女子		女子	
刑法犯少年	121	9	126	12	4 5	▲ 3	4 .0	▲25.0	
特別法犯少年	26	4	37	5	▲11	_1	▲29.7	▲20.0	
合 計	147	13	163	17	▲ 16	4 4	▲ 9.8	▲23.5	

- ※ 犯罪少年とは、罪を犯した14歳以上20歳未満の少年をいいます。
- ※ 刑法犯少年とは、刑法犯の罪を犯した犯罪少年をいいます。
- ※ 特別法犯少年とは、特別法犯の罪を犯した犯罪少年をいいます。

2 触法少年

单位:人

年別	令和5年		令和	4年	増	減	増減率(%)		
区分		女子		女子		女子		女子	
触法少年(刑法)	87	21	89	21	▲2	0	▲2.2	0.0	
触法少年(特別法)	5	1	1		4	1	400.0		
合 計	92	22	90	21	2	1	2.2	4.8	

- ※ 触法少年とは、14歳未満で刑罰法令に触れる行為をした少年をいいます。
- ※ 触法少年(刑法)とは、刑法犯の罪に触れる行為をした触法少年をいいます。
- ※ 触法少年(特別法)とは、特別法犯の罪に触れる行為をした触法少年をいいます。

3 ぐ犯・不良行為少年

単位:人

年別	令和!	5年	令和4年		増減		増減率(%)		
区分		女子		女子		女子		女子	
< 犯 少 年	16	1	20	5	4 4	4 4	▲ 20.0	▲80.0	
不良行為少年	1,368	345	1,228	296	140	49	11.4	16.6	

- ※ ぐ犯少年とは、保護者の正当な監督に服しない性癖があるなど、一定の事由があって、その性格又は環境から判断して、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年をいいます。
- ※ 不良行為少年とは、非行少年には該当しませんが、飲酒、喫煙、深夜はいかいその他自己 又は他人の徳性を害する行為をしている少年をいいます。



広報啓発活動

SANGIACE

主な改正点は、以下のとおりです。

改正少年法(令和4年4月1日施行)

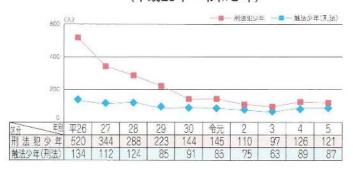
- 18歳以上の少年を「特定少年」と定義
- 特定少年の事件については、すべて検察官 送致(従来は、罰金以下は家庭裁判所直送)
- 特定少年について、家庭裁判所から検察官 に逆送する対象事件の拡大
- 特定少年の時に犯した罪により起訴された 場合の実名報道が可能

特徴

★刑法犯少年及び触法少年 (刑法)の減少

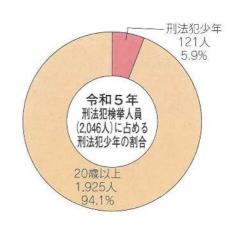
刑法犯少年の検挙人員は 121 人で、前年に比べ5人(4.0%)の減少、また、触法少年(刑法)の補導人員は 87 人で、前年に比べ2人(2.2%)の減少となりました。

刑法犯少年及び触法少年(刑法)の推移 (平成26年~令和5年)



★刑法犯検挙人員に占める刑 法犯少年の割合が減少

刑法犯全体に占める刑法犯少年の割合は5.9%で、前年に比べ1ポイント減少しています。



★刑法犯少年の再犯者の割合 が減少

刑法犯少年のうち、非行歴のある少年は34人と、再犯者の割合は28.1%で、前年に比べ、3.6ポイント減少しています。

刑法犯少年の再犯者率の推移(平成26年~令和5年)



★不良行為少年の増加

不良行為少年は 1,368 人で、前年より 140 人(11.4%) 増加しています。 行為別では深夜はいかいが 410 人で 最も多く、全体の 3 割(30.0%) を占めています。

不良行為少年の推移(平成26年~令和5年)



O

年

(刑法

特

別

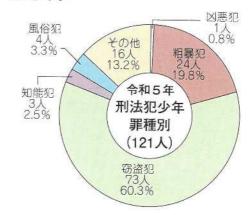
法

刑法犯少年

尾種別の状況

単位:人 年別 增減率 令和5年 令和4年 增減 罪種別 (%) 強 盗 3 ▲3 **▲**100.0 悪犯 不同意性交等 1 111 計 1 3 ▲2 ▲66.7 暴 6 行 7 **A**1 **▲**14.3 傷 害 16 11 5 45.5 姭 迫 1 1 犯 恐 喝 1 6 ▲5 ▲83.3 11 計 24 24 0 0.0 侵 3 盗 7 14 ▲57.1 乗 物 盗 13 17 **4**4 **▲**23.5 非侵入 盗 57 54 3 5.6 計 73 78 ▲5 ▲6.4 詐 欺 3 4 A1 ▲25.0 偽 诰 犯 小 計 3 4 **A**1 ▲25.0 わいせ 0 3 1 2 200.0 賭 博 俗犯 性的姿態撮影等処罰法 1 1 11 計 4 1 3 300.0 占有離脱物橫領 4 10 **A**6 ▲60.0 その 器物損壊等 6 2 200.0 4 0 他 6 4 他 2 50.0 111 16 計 16 0 0.0 合 計 121 126 ▲5 **▲**4.0

刑法犯少年を罪種別で見ると、窃盗犯が 73人(構成比60.3%)で最も多く、次い で粗暴犯が24人(同19.8%)、器物損壊等 を含むその他が16人(同13.2%)となっ ています。



関係不同は犯罪です ありませんか?



なりすまし詐欺に加担し… 逮捕!!

学職別の状況

刑法犯少年を学職別で見ると、高校生が56人(構 成比 46.3%) で最も多く、次いで有職少年が 27 人(同223%)とかっています

無職少年					人(回)	<i>∠∠.</i> 3%)	となっ(います。		
有職少年										学職
その他の学生	37.9									学職別割合(%)
高校生		43.6	40.3				19.1	22.7	12.7	13.2
中学生	29.8	24.1	18.8	42.2 18.8	36.8 21.5	42.1	30.9	47.4	36.5	46.3
学職別年別	平26	27	28	29	30	令元	2	3	4	5
中学生	155	83	54	42	31	26	21	22	16	16
高校生	197	150	116	94	53	61	34	46	46	56
その他の学生	17	15	17	11	7	9	7	3	16	8
有職少年	92	66	57	45	33	37	28	15	34	27
無職少年	59	30	44	31	20	12	20	11	14	14
合 計	520	344	288	223	144	145	110	97	126	121

刑法犯少年とは、刑法犯の罪を犯した犯罪少年をいいます。

単位:人

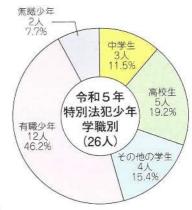
字 特別法犯少年

概 況

単位:人

年別 法令別	令和 5年	令和 4年	増減	增減率 (%)	令和5年 構成比 (%)
青少年健全育成条例	10	12	▲2	▲16.7	38.5
児童買春・児童ボルノ禁止法	5	10	▲ 5	▲50.0	19.2
迷惑防止条例	4	7	▲ 3	▲ 42.9	15.4
大 麻 取 締 法		4	4 4	▲ 100.0	
覚醒剤取締法		1	A 1	▲100.0	
麻薬等取締法	2		2		7.7
軽 犯 罪 法		1	▲1	▲ 100.0	
銃砲刀剣類所持等取締法	4		4		15.4
そ の 他	1	2	A 1	▲50.0	3.8
숨 計	26	37	▲11	▲29.7	100.0

特別法犯で検挙された少年は26人で、前年に比べ11人(29.7%)減少しています。 法令別では、青少年健全育成条例違反が 10人、児童買春・児童ポルノ禁止法違反が 5人などとなっています。



- ※ 特別法犯少年とは、特別法犯の罪を犯した犯罪少年をいいます。
- ※ 令和5年の「その他」は、犯罪収益移転防止法となっています。

point 4

初発型非行

初発型非行とは、万引き、オートバイ盗、自転車盗及び占有離脱物横領の4つの非行をいいます。 これらは、単純な動機から安易に行われ、恐喝や傷害など本格的な非行の入口といわれています。

刑法犯少年

単位:人

区分	年別	平26	27	28	29	30	令元	2	3	4	5
刑	法 犯 少 年	520	344	288	223	144	145	110	97	126	121
初	発型 非行	295	179	158	106	84	73	53	42	67	60
173	万引き	176	102	88	65	44	32	18	23	40	44
	オートパイ盗	13	5	3	1	4				2	
	自転車盗	47	36	26	16	19	19	24	15	15	12
	占有離脱物横領	59	36	41	24	17	22	11	4	10	4
刑法	犯少年に占める割合(%)	56.7	52.0	54.9	47.5	58.3	50.3	48.2	43.3	53.2	49.6

触法少年(刑法)

単位:人

区分	年別	平26	27	28	29	30	令元	2	3	4	5
C III CI SAND	法少年(刑法)	134	112	124	85	91	85	75	63	89	87
初	発型 非行	95	85	86	50	64	55	44	36	49	61
1,75	万引き	81	71	70	42	56	49	42	31	44	54
	オートバイ盗		1								
	自転車盗	5	13	7	6	5	4	1	4	4	7
	占有離脱物横領	9	14,000	9	2	3	2	1	1	1	
触法/	少年(刑法)に占める割合(%)	70.9	75.9	69.4	58.8	70.3	64.7	58.7	57.1	55.1	70.1

別法

犯少

年·初

発型

非行

(刑法・特別法)



罪種別の状況

触法少年(刑法)を罪種別で見ると、窃盗犯が約8割(75.9%)を占めています。

							単位:人
区分	\	年別	令和 5年	令和 4年	増減	増減率 (%)	令和5年 構成比 (%)
$ \times $	悪	袒		1	A 1	▲ 100.0	
粗	55	∛G	10	16	^ 6	▲37.5	11.5
3 33	盗	ĬC	66	58	8	13.8	75.9
知	能	犯	1		1		1.1
風	俗	∛C	1	1	0	0.0	1.1
X	の	他	9	13	4 4	▲30.8	10.3
台	i i	5+	87	89	^ 2	▲2.2	99.9



情報モラル教室

学職別の状況

触法少年(刑法)を学職別で見ると、小学生が61人(構成比70.1%)、中学生が22人(同25.3%)を占めています。

中学生	56.7		37.1							別割合(%)
小学生	36.7	50.9	是直接	37.6	44.0	35.3	28.0		36.0	25.3
未就学	42.5	49.1	62.9	62.4	54.9	63.5	69.3	65.1	64.0	70.1
年別 年別	平26	27	28	29	30	令元	2	3	4	5
未就学	1				1	1	2			4
小 学 生	57	55	78	53	50	54	52	41	57	61
中学生	76	57	46	32	40	30	21	22	32	22
合 計	134	112	124	85	91	85	75	63	89	87

244 /-- 1

※ 触法少年(刑法)とは、刑法犯の罪に触れる行為をした触法少年をいいます。

単位:人

point 6

触法少年(特別法)

概況

補導した触法少年(特別法)は5人で、前年に比べ 4人(400.0%)増加しました。

					単位:人
年別 区分	令和 5年	令和 4年	増減	増減率 (%)	令和5年 構成比 (%)
児童買春・児童ポルノ禁止法		1	A 1	▲ 100.0	
軽 犯 罪 法	2	E HUE	2		40.0
迷惑防止条例	2		2		40.0
不正アクセス禁止法	1		1		20.0
合 計	5	1	4	400.0	100.0

※ 触法少年(特別法)とは、特別法犯の罪に触れる行為をした触法少年をいいます。



フィルタリング普及要請活動



概 況

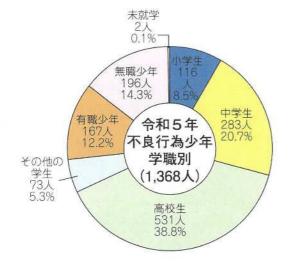
不良行為少年は 1,368 人で前年に比べ 140 人 (11.4%) 増加しました。

行為別では、深夜はいかいが 410 人で最も多く、次いで喫煙が 295 人、飲酒が 138 人、家出が 120 人、 粗暴行為が 80 人となっています。

学職別では、高校生が531人で最も多く、次いで中学生が283人となっています。

単位:人

年別 行為別	令和5年	令和4年	増 減	増減率(%)	令和5年構成比(%)
飲酒	138	75	63	84.0	10.1
喫 煙	295	. 223	72	32.3	21.6
薬物乱用	10	3	7	233.3	0.7
粗暴行為	80	118	▲38	▲32.2	5.8
刃 物 等 所 持	1	2	^ 1	▲50.0	0.1
金品不正要求	13	3	10	333.3	1.0
金品持ち出し	17	17	0	0.0	1.2
性的いたずら	7	12	▲ 5	▲41.7	0.5
暴走行為	6	4	2	50.0	0.4
家出	120	163	▲ 43	▲26.4	8.8
無 断 外 泊	16	11	5	45.5	1.2
深夜はいかい	410	362	48	13.3	30.0
怠 学	39	28	11	39.3	2.9
不健全性的行為	51	23	28	121.7	3.7
不 良 交 友	61	64	▲ 3	▲4.7	4.5
不 健 全 娯 楽	50	65	▲ 15	▲23.1	3.7
火 遊 び	32	19	13	68.4	2.3
損 傷 行 為	22	36	▲ 14	▲38,9	1.6
合 計	1,368	1,228	140	11.4	100.1





祭礼補導活動

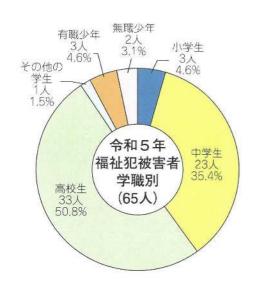
point 少年の福祉を書する犯罪

概況

少年の福祉を害する犯罪(福祉犯)の検挙は81件56人で、前年に比べ8件増加、4人減少しました。また、福祉犯の被害にあった少年は65人で、前年に比べ5人(8.3%)増加しました。

年別	令和5年		令和4年			増減			
法令別	件数 (件)	被疑者(人)	被害者(人)	件数 (件)	被疑者(人)	被害者(人)	件数(件)	被疑者 (人)	被害者
青少年健全育成条例	50	35	41	42	36	36	8	▲1	5
みだらな性行為等違反	35	19	23	19	12	10	16	7	13
深夜外出制限違反	15	16	18	23	24	26	▲ 8	▲ 8	▲8
児童買春・児童ポルノ禁止法	26	19	19	27	20	21	▲ 1	▲ 1	▲2
性的姿態撮影等処罰法	5	2	5				5	2	5
児 童 福 祉 法				2	1	1	^ 2	A 1	A 1
風営適正化法				1	2	1	▲ 1	▲2	A 1
大 麻 取 締 法				1	1	1	▲1	▲1	▲ 1
合 計	81	56	65	73	60	60	8	4	5

- ※ 児童買春・児童ポルノ禁止法の正式名は、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並 びに児童の保護等に関する法律」といいます。
 - 法令別では、青少年健全育成条例違反が50件で全体の約6割(構成比61.7%)を占めています。
- 被害者の学職別では、高校生が33人で全体の約5割(同50.8%)を占めています。





性被害防止教室

「非行少年を生まない

福島県の次代を担う少年の健全育成は、私たち大人の責務です。

こどもたちが、明るく希望に満ちた将来を目指し健全に成長していけるよう、地域全体で見守り、地 県内の各警察署においては、「非行少年を生まない社会づくり」の一環として、関係機関・団体、少 しています。



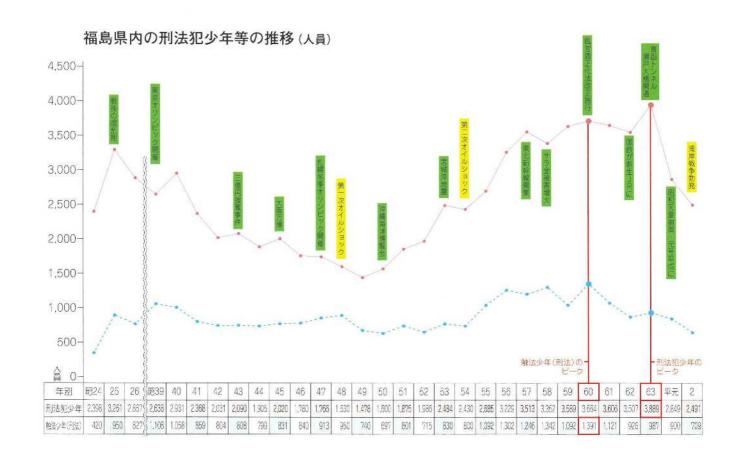




学習支援

環境浄化活動

料理体験



社会づくり」の推進

域との「絆」を強化することにより、非行少年を生まない社会をつくりましょう。 年警察ボランティア等と連携のもと、農業体験、各種非行防止教室及び非行防止広報啓発活動等を実施



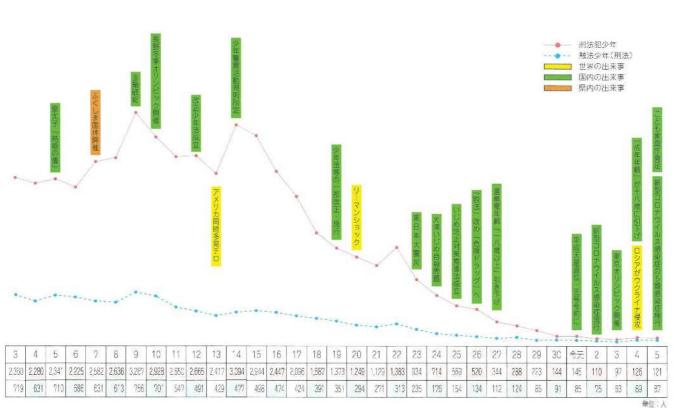
少年指導委員による 風俗営業店立入り



農業体験



不審者対応防犯教室



一人で悩まずに、





に相談してみませんか?

●福島県警察少年サポートセンター

少年問題に関する専門的な知識・技能を有する少年警察補導員を中心に、学校、児童相談所等専門機関やその他団体と連携し、少年相談活動、街頭補導活動、継続補導・立ち直り支援活動、被害少年への支援活動、広報啓発活動等を行っています。

お住まいの管轄警察署	担当するセンター	連絡先	
福島署、福島北署、伊達署、二本松署	県北少年サポートセンター (警察本部内)	024-522-2151	
	福島駅相談コーナー (JR 福島駅西口)		
郡山署、郡山北署、 須賀川署、白河署、 石川署、棚倉署、田村署	県南少年サポートセンター (郡山警察署内)	024-922-2800	
会津若松署、猪苗代署、 喜多方署、会津坂下署、 南会津署	会津少年サポートセンター (会津若松警察署内)	0242-22-5454	
いわき中央署、いわき東署、 いわき南署、双葉署	浜通り少年サポートセンター (いわき中央警察署内)	0246-26-2121	
南相馬署、相馬署	相双相談室 (南相馬警察署内)	0244-22-2191	

お気軽に ご相談ください



サポートセンター員は、お 住まいの近くの警察署で相談 を受けることもできます。 まずは、お電話ください。

インストールはこちら



POLICE アプリふくしま









	電話番号	受付時間		
ヤングテレホン	024-525-8060			
い じ め 110 番 0120-795-110		月~金曜日 9:00 ~ 17:00 (年末年始・祝日を除く)		
警察安全相談	#9110、024-525-8055	3.00 - 17.00 (+x+x 7/10 cp/C)		
性犯罪被害110番 #8103、0120-503-732		24 時間 (土日祝日及び執務時間外は警察本部総合宿日直対応		
SACRA ホットライン 性 暴 力 等 被 害 相 談	#8891、024-533-3940	月~金曜日 9:00~17:00 (土日祝日及び年末年始を除く		